

《奨学金 申込手引き》

●まずは誰の収入に関する証明書を提出すればいいのか確認しましょう！

収入に関する証明書類は、次の人のものがが必要です。

- ① 父母がいる場合・・・・・・・・・・・・・父母それぞれの証明書類
- ② 一人親の場合(両親が離婚している場合を含む)・・ 父または母(本人と生計をともにしている人)の証明書類
- ③ 父母が両方ともいない場合・・・・・・・・・・・・・父母に代わって家計を支えている人
(2人いれば2人それぞれ)の証明書類

	状態	書類必要 (○) 不要 (×)	必要書類
例 1	父：会社員	○	源泉徴収票
	母：無収入 (専業主婦など)	○	所得金額 〇 円と記載のある所得証明書 または 所得金額 〇 円と記載のある非課税証明書
例 2	父：会社員	○	源泉徴収票
	母：パート	○	源泉徴収票
例 3	父：自営業	○	確定申告書(第一表と第二表)
	母：無収入 (専業主婦など)	○	所得金額 〇 円と記載のある所得証明書 または 所得金額 〇 円と記載のある非課税証明書
例 4	父：自営業	○	確定申告書(第一表と第二表)
	母：パート	○	源泉徴収票
例 5 ※一人親の場合	母または父：会社員	○	源泉徴収票
	祖父：年金	×	(書類不要)
例 6 ※一人親の場合	母または父：会社員	○	源泉徴収票
	兄：会社員	×	(書類不要)
例 7 ※一人親の場合	母または父：パート (祖父母からの援助あり)	○	源泉徴収票 援助の年額の証明 (様式自由：援助者が作成し、署名・押印)
例 8 ※家計支持者が 3人以上	父：会社員	○	源泉徴収票
	母：パート	○	源泉徴収票
	祖父：年金	×	(書類不要)

●いつの時点の、どんな証明書類を用意すればいいのか確認しましょう！

重要①

申込日現在における家計の収入状況が昨年1年間と変わらない場合

2020年1月～12月の1年間の収入金額を見ます。詳細は2～3ページ ①②参照。

重要②

2020年1月2日以降に就職・転職(開業・転業含む)している場合

申込時現在の月収・賞与等を考慮して年額を算出します。詳細は2～3ページ①②参照。

重要③

申込日現在受給している児童手当・傷病手当等の公的手当、雇用保険、年金(障害・遺族年金含む)、養育費、祖父母(または親戚等)からの援助金なども給与所得に含まれます。詳細は3～4ページ④～⑨参照。

※児童手当等の証明書は、最新のものを提出して下さい。

重要④

申込日現在で父母等無職・無収入の場合

配偶者が専業主婦（夫）で扶養になっていても収入（無収入を含む）の証明書類が必要です。父または母に収入がない場合は、収入がないことの証明書類（所得金額 0 円と記載のある「所得証明書」等。その時点で取得できる直近の年の分で可）を提出してください。詳細は 4～5 ページ⑩～⑪および 9 ページ参照。

重要⑤

収入状態が複数に該当する場合は**すべての証明書類を提出**してください。なお、提出された証明書類は一切返却しません。必ずコピーして提出してください。

《提出が必要な証明書類一覧》 ページ下部に記載している注意事項(注 1)～(注 7)もよく読んでください。

収入状態		証明書類	申込書 記入方法について
① 給与を受けている	2020 年 1 月 2 日以降に 就職・転職なし	源泉徴収票のコピー (勤務先から 2021 年 1 月に交付) 勤務先に依頼すれば何度でも発行されます。 ※支払報告書は受付できません。 ※2 か所以上から給与を得ている者(注 1)参照 ※海外勤務者(③)参照	源泉徴収票の「支払金額」を、「A. 収入・売上金額」欄に記入します。
	2020 年 1 月 2 日以降に 就職・転職あり	年収見込証明書 (書式は学生支援課にあります) あるいは、 新勤務先の直近 3 か月以上の給与明細のコピー ※源泉徴収票では、新勤務先の年間収入額を証明できません。 ※旧勤務先の証明書は必要ありません。	年額を推算し「A. 収入・売上金額」欄に記入します。 ※年収見込証明書は、年収見込額を「A. 収入・売上金額」欄に記入します。 ※給与明細のコピーを使用する場合は、証明書類の余白に計算式(下記)をあらかじめ記入し、申込用紙にもその金額を記入します。 ●平均月収×15 ●平均月収×12 (ボーナスが出ないことが明らかな場合) 計算式無記入の場合は、×15 で計算します！

(注 1) 同一人で 2 か所以上から給与を得ているため確定申告をした場合、源泉徴収票の代わりとして、税務署の受付印のある**確定申告書(第一表・第二表)(控)のコピー**あるいは、受付印のある市(区・町・村) 民税・県(都道府) 民税申告書(控)のコピーを提出してください。

「A. 収入・売上金額」欄・・・確定申告書『収入金額等』の「給与」「公的年金等」の合計金額を記入

「B. 控除金額」「C. 所得金額」欄・・・10 ページの「給与所得金額早見表」で該当する金額を記入

給与(または公的年金等)を受けており、かつ商店・農業等を営んでいる場合も確定申告書(第一表・第二表)(控)のコピー等を提出してください。※申込用紙の記入方法については 7 ページも参照してください。

「A. 収入・売上金額」欄・・・確定申告書『収入金額等』の「給与」「公的年金等」の合計金額と、それ以外の項目の合計金額を、段を分けてそれぞれ記入

「C. 所得金額」欄・・・「給与」「公的年金等」の合計金額については、10 ページの「給与所得金額早見表」で該当する金額を記入。それ以外の項目の合計金額の分については、確定申告書『所得金額』の「給与」「公的年金等」以外の項目の合計金額をそのまま記入。ただし、マイナス(△)の場合は 0 (ゼロ) と記入。

収入状態		証明書類	申込書 記入方法について
② 商店・農業等を営んでおり、確定申告をしている	2020 年 1 月 2 日以降に 開業・廃業等なし	税務署の受付印のある 確定申告書(第一表と第二表)(控)のコピー あるいは受付印のある 市(区・町・村)民税・県(都道府)民税申告書(控)のコピー ※2021 年 2～3 月に申告したもの(注 2)参照 ※電子申告をした場合の取扱い(注 4)参照 ※「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の取扱いについて(注 5)参照	「A. 収入・売上金額」「C. 所得金額」欄へ、それぞれ記入します。 ※確定申告書の「所得金額」がマイナス(△)の場合は、「C. 所得金額」欄に「0(ゼロ)」を記入してください。 ※税務署の受付印がない場合 「A. 収入・売上金額」「C. 所得金額」欄へそれぞれ記入し、追加書類を添付してください。(注 3)参照 ※給与収入が含まれている場合 2 ページ(注 1)参照
	2020 年 1 月 2 日以降に 開業・廃業等あり	開業収入計算書(コピー不可)及び直近 3 か月以上の帳簿のコピー ※開業収入計算書の様式は学生支援課にあります。 ※確定申告書では申込日現在の状況を証明できません。	年収・所得を推算し、「A. 収入・売上金額」欄に記入します。 ※証明書類余白に計算式を記してください。 記入がないときは選考を受けられなくなります。
③ 海外勤務のために、源泉徴収票や確定申告書(控)が提出できない場合		会社の給与支払明細書(2020 年 1～12 月分) もしくは 昨年 1 年間の年収証明書(勤務先から証明を受けてください。様式自由) ※余白に「海外勤務」と記入してください。 ※日本語以外の言語、日本円以外の通貨で作成されている場合は、簡単な日本語訳と、申込時点での円換算の計算式を余白や別紙に記入してください。	年額を「A. 収入・売上金額」欄に記入します。 ※控除前の総支給額を使用してください。 ※日本円以外の通貨で作成されている場合は、日本円に換算して記入してください。
④ 傷病手当金を受給中		傷病手当金通知書のコピー(直近 1 か月分) (全国健康保険協会等より交付) ※余白に計算式(年額)を記入してください。	年額を推算し給与とみなします。 「A. 収入・売上金額」欄に記入します。 ※休職中に給与も支給されている場合は、年収見込証明書または給与明細のコピーも添付し、合算してください。

(注 2) 「市民税・県民税申告書(控)」は確定申告書(控)と同等の効力を持ちます。「市民税・県民税特別徴収税額の通知書」「納税証明書」は証明書類として認められません。

(注 3) 確定申告書(控)に税務署の受付印がない場合は、確定申告書(控)に、市区町村発行の所得証明書または課税証明書、税務署発行の納税証明書(その 2)のいずれかを添付し、2 点を提出してください。

(注 4) 確定申告を電子申告(e-Tax)により行った場合は、「申告内容確認票」に「受付結果(受信通知「メール詳細」画面)または「即時通知」を添付することにより、税務署受付印とみなします。

(注 5) 「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」は、確定申告を行う必要がある所得ですので、**確定申告書(控)**を提出してください。

収入状態		証明書類	申込書 記入方法について
⑤雇用保険基本手当 (失業給付)を受給中		雇用保険受給資格者証のコピー (ハローワークより交付) ※余白に計算式を記入してください。	[基本手当日額×所定給付日数－2020年12月以前の受給額]を給与とみなします。 「A. 収入・売上金額」欄に記入します。
⑥年金を受給中 (※障害・遺族年金を含む)		年金振込通知書のコピー あるいは 年金額改定通知書のコピー (日本年金機構等より交付)	年額を給与とみなします。 「A. 収入・売上金額」欄に記入します。
⑦生活保護を受給中		生活保護決定(変更)通知書のコピー(直近1ヶ月分) (住所地の市区町村福祉事務所より交付) ※(注6)参照 ※余白に計算式を記入してください。	年額を推算し給与とみなします。 「A. 収入・売上金額」欄に記入します。
⑧祖父母(または親戚等)からの 援助金や離婚後の養育費		収入に関する事情書 (書式は学生支援課にあります) ※援助者が記入・署名・押印 ※(注7)参照	援助の年額を給与とみなします。 「A. 収入・売上金額」欄に記入します。
⑨各種公的手当(児童扶養手当、 児童手当など)		通知書のコピー (住所地の市区町村より交付) ※余白に計算式(年額)を記入してください。 ※申込時点での受給額が記載されたもの	年額を推算し給与とみなします。 「A. 収入・売上金額」欄に記入します。
⑩収入が無く、預・貯金を切り崩して生活(父母ともに無職・無収入の場合)		以下の書類2点 1. 収入に関する事情書 (書式は学生支援課にあります) 2. 所得金額0円と記載のある所得証明書 または 所得金額0円と記載のある非課税証明書の コピー(市区町村発行)	「A. 収入・売上金額」欄に「0(ゼロ)」と記入します。
⑪申込時点で収入が無い (専業主婦・夫等)	2019年1月1日以前から無収入	所得金額0円と記載のある所得証明書 または 所得金額0円と記載のある非課税証明書のコピー (市区町村発行)	「A. 収入・売上金額」欄に「0(ゼロ)」と記入します。
	2019年1月2日以降に退職・廃業等により無収入	以下の書類2点 1. 収入に関する事情書 (書式は学生支援課にあります) 2. 以下のいずれか1点 離職票のコピー 退職証明書 廃業届受理証明のコピー 破産手続開始決定通知書のコピー	

(注6) 生活保護適用証明書(金額の記載のないもの)は不可です。必ず**保護受給額が記載された証明書**を提出してください。

(注7) 他に収入がなく援助のみで生活している場合は、証明書類として**所得金額0円と記載のある所得証明書**または**所得金額0円と記載のある非課税証明書のコピー**、及び**収入に関する事情書**を併せて提出してください。

収入状態	証明書類	申込書 記入方法について
⑫申込者本人が施設在籍者	施設在籍証明書 (施設長より交付)	「A. 収入・売上金額」欄に「0(ゼロ)」と記入します。
⑬里親による養育を受けている	児童(里親)委託証明書 (児童相談所より交付)	「A. 収入・売上金額」欄に「0(ゼロ)」と記入します。
⑭申込者本人が独立して生計をたてている	独立生計申立書 (書式は学生支援課にあります) 各種証明書類 (詳細は学生支援課まで)	「A. 収入・売上金額」欄に記入します。

●収入金額から控除可能な項目がないか確認してください！

次の(1)～(5)に該当する場合で証明書類が提出できる場合(1)は除く)は、特別控除を受けることができます。該当する項目があれば、申込書の特別控除欄に記入の上、証明書類を提出してください。

(2)～(5)は証明書類が提出できない場合は、特別控除を受けることができません。

《特別控除に関する証明書類》

(1) あなたの家族は、母子または父子家庭ですか。

該当する場合は、特別控除 99 万円を申込書⑪欄(表面)に記入してください。

また、養育費や遺族年金の有無について確認してください。(有の場合は、給与所得に合算するとともに証明書類を提出してください。※4 ページ⑥⑧参照)

(2) 家族の中に障害のある人や常に就床を要する介護の必要な方がいますか。

該当する場合は、特別控除 99 万円を申込書⑫欄(表面)に記入してください。

また、障害者手帳等のコピーを提出してください。(障害者年金を受給中の場合は、給与所得に合算するとともに、証明書類を提出してください。※4 ページ⑥参照)

(3) 主に家計を支えている人(父及び母またはこれに代わって家計を支える人)が単身赴任等で別居している場合、別居による住居・光熱・水道・家具・家事用品の年間の実費はいくらですか。

該当する場合は、「単身赴任実費計算書(書式は学生支援課にあります)」を使用してください。年間の実費額(万円未満切り上げ。上限 71 万円)を算出し申込書⑬欄(表面)に記入してください。また、「**単身赴任実費計算書**」に領収書のコピーを添付して提出してください。

※単身赴任等で別居している者の氏名記載がないレシート等は不可

※「通帳のコピーのみ」「請求書のみ」では、領収書と認められません。

領収書の代わりとして通帳を提出する際は、その請求書・契約書も併せて添付してください。添付がない場合は、控除の対象となりません。

※別居が 1 年に満たない場合は領収書等から年間の実費を推算し、その計算式を添付してください。

※上記に掲げる項目以外(引越代、食費、帰省交通費、電話代、NHK 受信料、新聞代、ガソリン代、駐車場代等)は控除の対象となりません。

(4) あなたの家族に6か月以上にわたり療養中の人または療養を必要とする人がいる場合、療養のために必要な1年間の支出金額を推算するといくらになりますか。

該当する場合は、1年間の支出金額（万円未満切り上げ）を申込書⑭欄（表面）に記入してください。

算出に当たっては、別紙「長期療養者医療費控除 申請書」を必ず使用し、申込書と併せて提出してください。

また、直近6～12か月分（長期療養が見込まれるが、療養開始から6か月経過していない場合は申込日現在の分まで）の領収書のコピーを提出してください。

控除の対象項目	証明書等	発行者(所)
医師または歯科医師への診療・治療費	経常的に支出している金額を証明できるもの(領収書等) ※長期療養を受けている者の氏名の記載のない領収書は不可	・病院等(医師) ・看護人(派出所) ・薬局 ・介護サービス提供事業者等
病院、診療所への入院費用		
マッサージ、はり、きゅう、柔道整復等の治療費		
治療または療養のための医薬品費		
病院、診療所への通院費用(必要不可欠なものに限る)		
看護人に対して支払う費用(賄い費を含む)		
介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた人がサービスを利用した場合の自己負担額		

*健康保険等によって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補てんされる金額は除きます。

*光熱費、差額ベッド代、食費、老人ホームの入所費、食事療養費、保険適用外の文書料等は除きます。

*証明書類は一切返却しません。後日原本が必要となるもの（医療費の領収書等）は必ずコピーを提出してください。

*申込時点で療養を終えている人は、控除の対象となりません。

(5) この1年間に火災・風水害または盗難などの被害を受けたことがあり、長期（2年以上）にわたって支出の増加または収入の減少がある場合、その1年分の金額はいくらですか。

該当する場合は、被害により生じた支出の増加と収入の減少の実費額（万円未満切り上げ）を申込書（表面）⑮欄に記入してください。

また、被害を受けたことの証明書（罹災証明書・盗難届の証明書（届出受理番号等））と被害により生じた実費を証明する領収書のコピーを提出してください。

※支出の増加とは、それまでの家屋に居住できない場合の賃貸費などを指します。

※収入の減少とは、店舗・農地等が使用不能となった場合の売上の減少などを指します。

※支出の増加または収入の減少が**発生してから1年未満の場合は、年間の実費を推算**し、その計算式を添付してください。

※保険・損害賠償等によって補てんされた金額は控除額から除きます。単に被害額や復旧費をそのまま控除するものではありませんので、注意してください。

※（3）～（5）についての控除額は、万円未満を切り上げて記入します。 例）14,300円→2万円

証明書類の見方①（給与所得以外）

北 税務署長
2021年 3 月 1 日

2020 年分の所得税の 確定 申告書 B

住所 〒162-9999 東京都新宿区西武村町 1丁目99-9 西武ビル505
氏名 奨学 一郎
職業 家具販売 奨学家具店 奨学一郎 本人
生年月日 3 4 5 . 0 2 . 0 2
電話番号 055-000-0000

収入金額
給与 777
公的年金等 2028
雑所得 1507
合計 4512

所得金額
給与 1752
公的年金等 2028
雑所得 1507
合計 5287

第一表 この用紙

収入金額の(カ)給与及び(キ)公的年金等は給与所得として扱います。その他の給与所得と合算し、「B. 控除額」「C. 所得金額」については、10 ページの「給与所得金額早見表」で該当する数字をそのまま記入してください。

所得金額の⑥給与と、⑦雑のうち年金額は、どちらも給与所得として扱うため、確定申告書の数字は使用しません。

所得金額が「△ (マイナス)」の場合は、その数字を「0 (ゼロ)」として取り扱います。プラスの所得金額とマイナスの所得金額との相殺はできません。

申込書

同一生計の家族（本人を除く）

氏名	年齢	職業・所得の種類	A 収入・売上金額 (万円)	B 控除額 (万円)	C 所得金額 (万円)
父 奨学 一郎	51	家具販売・アパート経営	777	629	148
		給与所得・年金・児童手当	120	120	0
		給与 1,752,280 年金 2,028,000 児童手当 120,000	480	318	162
母 奨学 花子	48	家具販売・専従者給与	900,000		
祖母 奨学 和子	77	年金			
[①～⑤の計] 所得金額					310

◇給与所得金額早見表

収入金額			控除金額			所得金額			収入金額			控除金額			所得金額			収入金額			控除金額			所得金額			収入金額			控除金額			所得金額		
1	1	0	361	286	75	461	312	149	561	342	219	661	372	289	761	402	359	761	402	359	761	402	359	761	402	359	761	402	359	761	402	359	761	402	359
2	2	1	362	286	76	462	313	149	562	343	219	662	373	289	762	403	359	762	403	359	762	403	359	762	403	359	762	403	359	762	403	359	762	403	359
3	3	2	363	287	76	463	313	150	563	343	220	663	373	290	763	403	360	763	403	360	763	403	360	763	403	360	763	403	360	763	403	360	763	403	360
4	4	3	364	287	77	464	313	151	564	343	221	664	373	291	764	403	361	764	403	361	764	403	361	764	403	361	764	403	361	764	403	361	764	403	361
5	5	4	365	287	78	465	314	151	565	344	221	665	374	291	765	404	361	765	404	361	765	404	361	765	404	361	765	404	361	765	404	361	765	404	361
6	6	5	366	287	79	466	314	152	566	344	222	666	374	292	766	404	362	766	404	362	766	404	362	766	404	362	766	404	362	766	404	362	766	404	362
7	7	6	367	287	80	467	314	153	567	344	223	667	374	293	767	404	363	767	404	363	767	404	363	767	404	363	767	404	363	767	404	363	767	404	363
8	8	7	368	288	80	468	314	154	568	344	224	668	374	294	768	404	364	768	404	364	768	404	364	768	404	364	768	404	364	768	404	364	768	404	364
9	9	8	369	288	81	469	315	154	569	345	224	669	375	294	769	405	364	769	405	364	769	405	364	769	405	364	769	405	364	769	405	364	769	405	364
10	10	9	370	288	82	470	315	155	570	345	225	670	375	295	770	405	365	770	405	365	770	405	365	770	405	365	770	405	365	770	405	365	770	405	365
11	11	10	371	288	83	471	315	156	571	345	226	671	375	296	771	405	366	771	405	366	771	405	366	771	405	366	771	405	366	771	405	366	771	405	366
12	12	11	372	288	84	472	316	156	572	346	226	672	376	296	772	406	366	772	406	366	772	406	366	772	406	366	772	406	366	772	406	366	772	406	366
13	13	12	373	289	84	473	316	157	573	346	227	673	376	297	773	406	367	773	406	367	773	406	367	773	406	367	773	406	367	773	406	367	773	406	367
14	14	13	374	289	85	474	316	158	574	346	228	674	376	298	774	406	368	774	406	368	774	406	368	774	406	368	774	406	368	774	406	368	774	406	368
15	15	14	375	289	86	475	317	158	575	347	228	675	377	298	775	407	368	775	407	368	775	407	368	775	407	368	775	407	368	775	407	368	775	407	368
16	16	15	376	289	87	476	317	159	576	347	229	676	377	299	776	407	369	776	407	369	776	407	369	776	407	369	776	407	369	776	407	369	776	407	369
17	17	16	377	289	88	477	317	160	577	347	230	677	377	300	777	407	370	777	407	370	777	407	370	777	407	370	777	407	370	777	407	370	777	407	370
18	18	17	378	290	88	478	317	161	578	347	231	678	377	301	778	407	371	778	407	371	778	407	371	778	407	371	778	407	371	778	407	371	778	407	371
19	19	18	379	290	89	479	318	162	579	348	231	679	378	301	779	408	371	779	408	371	779	408	371	779	408	371	779	408	371	779	408	371	779	408	371
20	20	19	380	290	90	480	318	162	580	348	232	680	378	302	780	408	372	780	408	372	780	408	372	780	408	372	780	408	372	780	408	372	780	408	372

証明書類の見方②（給与所得のみ）

2020 年分										給与所得の源泉徴収票													
支払者 支える人	住所又は居所	京都市上京区今出川通寺町西入										(受給番号) 0000001											
												(個人番号)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	0
												(役職名)											
												氏名		(フリガナ) ドウ シ ャ ゴ ロ ウ 同 志 社 五 郎									
種別		支給金額		給与所得控除後の金額		所得控除額の合計額		源泉徴収税額															
給料・賞与		6,001.654		4,158.688		1,852.448		220.600															
所得税対象配偶者の有無等		配偶者特別控除の有無等		非居住者である親族の数		障害者の数(本人を除く。)		16歳未満扶養親縁の数															
老人		特定老人		その他																			
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額																	
0円		0円		0円		0円																	
(摘要)																							
生命保険料の総額の内訳		新生命保険料の内訳		旧生命保険料の金額		介護医療費保険料の金額		新個人年金保険料の金額		旧個人年金保険料の金額													
住宅借入金等特別控除の内訳		住宅借入金等特別控除適用回数		居住開始年月日(1回目)		年 月 日		住宅借入金等特別控除区分(1回目)		住宅借入金等年末残高(1回目)													
				居住開始年月日(2回目)		年 月 日		住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)													
所得税対象配偶者の個人番号		(フリガナ) ドウ シ ャ サ チ コ		区分				記帳者の会計所得		国民年金保険料等の金額		旧基礎納付金保険料の金額											
氏名		同 志 社 幸 子						16歳未満の扶養親縁家族															
1 氏名		同 志 社 一 郎		区分				1 氏名															
2 氏名		同 志 社 純 子		区分				2 氏名															
3 氏名				区分				3 氏名															
4 氏名				区分				4 氏名															
未成年者		外国籍者		死亡退職者		災害被災者		乙欄に該当する特異な労働者		妻、寡婦、一人、その他の夫		中途就労・退職		受給者生年月日									
成年者		国内国籍者		死亡退職者		災害被災者		甲欄に該当する特異な労働者		妻、寡婦、一人、その他の夫		就職退職年月日		明大昭平									
支払者		個人番号又は法人番号										2		申告を怠らぬこと。									
住所(居所)又は所在地																							
氏名又は名称																							
番 号																							
整理番号																							

(電話)

両親とも給与所得者の場合、合算する。7,006,221(万円未満切り捨て)

2020 年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受ける者	住所又は居所	京都市上京区 今出川通寺町西入	氏名	A H 34501 (受給者番号)					
				ドウシシャ サチコ (役職名) 同志社 幸子					
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額					
給与 賞与	1004567	364567	454567	42456					
控除対象配偶者 の有無等	配偶者特別 控除の額	扶養親族の数 (配偶者を除く)		障害者の数 (本人を除く)		社会保険料 等の金額	生命保険料	損害保険料	住宅取得等
		特別		特別			の控除額	の控除額	特別控除額
		特定	老人	その他	特別		その他		
		円	円	円	円	円	円	円	円
(摘要)							配偶者の合計所得	円	
							個人年金保険料の金額	円	
							長期損害保険料の金額	円	

「中途就・退職」欄に月日まで記載されている（2020 年中に退職・転職した場合）は、証明書類として認められません。

申込書

同一生計（ 就学者を除く家 族）	続柄	氏名	年齢	職業・所得の種類	A 収入・売上金額 (万円)	B 控除額 (万円)	C 所得金額 (万円)
	父	同志社 五郎	54	会社員・給与所得	6,001,654 } 700	384	316
	母	同志社 幸子	48	パート・給与所得	1,004,567 }		

◇給与所得金額早見表

									単位(万円)								
収入 金額	控除 金額	所得 金額	収入 金額	控除 金額	所得 金額	収入 金額	控除 金額	所得 金額	収入 金額	控除 金額	所得 金額	収入 金額	控除 金額	所得 金額	収入 金額	控除 金額	所得 金額
1	1	0	361	286	75	461	312	149	561	342	219	661	372	289	761	402	359
			362	286	76	462	313	149	562	343	219	662	373	289	762	403	359
			363	287	76	463	313	150	563	343	220	663	373	290	763	403	360
～	～	～	364	287	77	464	313	151	564	343	221	664	373	291	764	403	361
			365	287	78	465	314	151	565	344	221	665	374	291	765	404	361
			366	287	79	466	314	152	566	344	222	666	374	292	766	404	362
			367	287	80	467	314	153	567	344	223	667	374	293	767	404	363
296	273	23	396	293	103	496	323	173	596	353	243	696	383	313			
297	273	24	397	293	104	497	323	174	597	353	244	697	383	314			
298	274	24	398	294	104	498	323	175	598	353	245	698	383	315			
299	274	25	399	294	105	499	324	175	599	354	245	699	384	315			
300	274	26	400	294	106	500	324	176	600	354	246	700	384	316			
301	274	27	401	294	107	501	324	177	601	354	247	701	384	317			
302	274	28	402	295	107	502	325	177	602	355	247	702	385	317			
303	275	28	403	295	108	503	325	178	603	355	248	703	385	318			

証明書類の見方③（収入がない場合）

所得金額0円と記載のある所得証明書（例）

2021 年度 特別区民税・都民税 課税証明書

試課期日現在の住所 東京都新宿区桜ヶ丘1-2-3

氏名 同志社 良子

2020 年 中の所得等

発行番号 12345

総所得金額等 ¥0

所得区民税 均等割額 区民税 都民税

給与収入額 ¥0

年金収入額 ¥0

所得内訳額

減免額 ¥0

年税額 ¥300,000

証明書交付時の納付すべき税額

税額控除等

非課税理由

（注意）——線のある欄は証明しないことを示します。

上記のとおり相違ないことを証明します。

2021 年 6 月 30 日

〇〇〇 長

長之印

注意事項①参照

注意事項③参照

申込書

続柄	氏名	年齢	職業・所得の種類	A 収入・売上金額 (万円)	B 控除額 (万円)	C 所得金額 (万円)
父	同志社 八郎	49	会社員・給与所得	600	354	① 246
母	同志社 良子	45	専業主婦	0	0	② 0
						③

就学者を除く
同一生

- 注意事項
- ① 所得金額「0円」と記載のある「(非) 課税証明書」または「所得証明書」は、申込時点で取得できる直近の年の分（2020 年分収入の証明書がまだ発行できない時期（2021 年度の地方税決定前）は、前年分）で結構です。2020 年分収入の証明書は、市区町村役場によりますが、概ね 2021 年 6 月上旬以降の発行となります。

② 「所得証明書」の名称は市区町村により異なる場合があります。
例) 「課税証明書」「非課税証明書」「住民税証明書」「課税台帳記載事項証明書」

③ 合計所得金額が「0円」であったとしても、所得の内訳欄（「給与収入額」や「年金収入額」等）に金額の記載がある場合は、「0円」の証明書として使用することはできません。

④ 所得金額の記載がない「非課税証明書」や、所得金額欄が空欄、「***」「———」と記載された「所得証明書」は、一律「給与収入 103 万円」として扱います。

⑤ 収入が少ないまたは無収入のため確定申告をする必要がない等の理由から、税の申告を行っていないために「(非) 課税証明書」を取得できない場合は、早急に市区町村役場に 2020 年分「市（区・町・村）民税・県（都道府）民税申告書」の手続きを取り、「市（区・町・村）民税・県（都道府）民税申告書」（控）のコピーを提出してください。収入や所得があれば、その金額を 1 万円未満切り捨てし、申込書に記入してください。

◇給与所得金額早見表

単位(万円)

収入 金額	控除 金額	所得 金額	収入 金額	控除 金額	所得 金額	収入 金額	控除 金額	所得 金額	収入 金額	控除 金額	所得 金額	収入 金額	控除 金額	所得 金額	収入 金額	控除 金額	所得 金額
1	1	0	361	286	75	461	312	149	561	342	219	661	372	289	761	402	359
~	~	~	362	286	76	462	313	149	562	343	219	662	373	289	762	403	359
			363	287	76	463	313	150	563	343	220	663	373	290	763	403	360
			364	287	77	464	313	151	564	343	221	664	373	291	764	403	361
			365	287	78	465	314	151	565	344	221	665	374	291	765	404	361
			366	287	79	466	314	152	566	344	222	666	374	292	766	404	362
			367	287	80	467	314	153	567	344	223	667	374	293	767	404	363
268	268	0	368	288	80	468	314	154	568	344	224	668	374	294	768	404	364
269	268	1	369	288	81	469	315	154	569	345	224	669	375	294	769	405	364
270	268	2	370	288	82	470	315	155	570	345	225	670	375	295	770	405	365
271	268	3	371	288	83	471	315	156	571	345	226	671	375	296	771	405	366
272	268	4	372	288	84	472	316	156	572	346	226	672	376	296	772	406	366
273	269	4	373	289	84	473	316	157	573	346	227	673	376	297	773	406	367
274	269	5	374	289	85	474	316	158	574	346	228	674	376	298	774	406	368
275	269	6	375	289	86	475	317	158	575	347	228	675	377	298	775	407	368
276	269	7	376	289	87	476	317	159	576	347	229	676	377	299	776	407	369
277	269	8	377	289	88	477	317	160	577	347	230	677	377	300	777	407	370
278	270	8	378	290	88	478	317	161	578	347	231	678	377	301	778	407	371
279	270	9	379	290	89	479	318	161	579	348	231	679	378	301	779	408	371
280	270	10	380	290	90	480	318	162	580	348	232	680	378	302	780	408	372
281	270	11	381	290	91	481	318	163	581	348	233	681	378	303	781	408	373
282	270	12	382	290	92	482	319	163	582	349	233	682	379	303			
283	271	12	383	291	92	483	319	164	583	349	234	683	379	304			
284	271	13	384	291	93	484	319	165	584	349	235	684	379	305			
285	271	14	385	291	94	485	320	165	585	350	235	685	380	305			
286	271	15	386	291	95	486	320	166	586	350	236	686	380	306			
287	271	16	387	291	96	487	320	167	587	350	237	687	380	307			
288	272	16	388	292	96	488	320	168	588	350	238	688	380	308			
289	272	17	389	292	97	489	321	168	589	351	238	689	381	308			
290	272	18	390	292	98	490	321	169	590	351	239	690	381	309			
291	272	19	391	292	99	491	321	170	591	351	240	691	381	310			
292	272	20	392	292	100	492	322	170	592	352	240	692	382	310			
293	273	20	393	293	100	493	322	171	593	352	241	693	382	311			
294	273	21	394	293	101	494	322	172	594	352	242	694	382	312			
295	273	22	395	293	102	495	323	172	595	353	242	695	383	312			
296	273	23	396	293	103	496	323	173	596	353	243	696	383	313			
297	273	24	397	293	104	497	323	174	597	353	244	697	383	314			
298	274	24	398	294	104	498	323	175	598	353	245	698	383	315			
299	274	25	399	294	105	499	324	175	599	354	245	699	384	315			
300	274	26	400	294	106	500	324	176	600	354	246	700	384	316			
301	274	27	401	294	107	501	324	177	601	354	247	701	384	317			
302	274	28	402	295	107	502	325	177	602	355	247	702	385	317			
303	275	28	403	295	108	503	325	178	603	355	248	703	385	318			
304	275	29	404	295	109	504	325	179	604	355	249	704	385	319			
305	275	30	405	296	109	505	326	179	605	356	249	705	386	319			
306	275	31	406	296	110	506	326	180	606	356	250	706	386	320			
307	275	32	407	296	111	507	326	181	607	356	251	707	386	321			
308	276	32	408	296	112	508	326	182	608	356	252	708	386	322			
309	276	33	409	297	112	509	327	182	609	357	252	709	387	322			
310	276	34	410	297	113	510	327	183	610	357	253	710	387	323			
311	276	35	411	297	114	511	327	184	611	357	254	711	387	324			
312	276	36	412	298	114	512	328	184	612	358	254	712	388	324			
313	277	36	413	298	115	513	328	185	613	358	255	713	388	325			
314	277	37	414	298	116	514	328	186	614	358	256	714	388	326			
315	277	38	415	299	116	515	329	186	615	359	256	715	389	326			
316	277	39	416	299	117	516	329	187	616	359	257	716	389	327			
317	277	40	417	299	118	517	329	188	617	359	258	717	389	328			
318	278	40	418	299	119	518	329	189	618	359	259	718	389	329			
319	278	41	419	300	119	519	330	189	619	360	259	719	390	329			
320	278	42	420	300	120	520	330	190	620	360	260	720	390	330			
321	278	43	421	300	121	521	330	191	621	360	261	721	390	331			
322	278	44	422	301	121	522	331	191	622	361	261	722	391	331			
323	279	44	423	301	122	523	331	192	623	361	262	723	391	332			
324	279	45	424	301	123	524	331	193	624	361	263	724	391	333			
325	279	46	425	302	123	525	332	193	625	362	263	725	392	333			
326	279	47	426	302	124	526	332	194	626	362	264	726	392	334			
327	279	48	427	302	125	527	332	195	627	362	265	727	392	335			
328	280	48	428	302	126	528	332	196	628	362	266	728	392	336			
329	280	49	429	303	126	529	333	196	629	363	266	729	393	336			
330	280	50	430	303	127	530	333	197	630	363	267	730	393	337			
331	280	51	431	303	128	531	333	198	631	363	268	731	393	338			
332	280	52	432	304	128	532	334	198	632	364	268	732	394	338			
333	281	52	433	304	129	533	334	199	633	364	269	733	394	339			
334	281	53	434	304	130	534	334	200	634	364	270	734	394	340			
335	281	54	435	305	130	535	335	200	635	365	270	735	395	340			
336	281	55	436	305	131	536	335	201	636	365	271	736	395	341			
337	281	56	437	305	132	537	335	202	637	365	272	737	395	342			
338	282	56	438	305	133	538	335	203	638	365	273	738	395	343			
339	282	57	439	306	133	539	336	203	639	366	273	739	396	343			
340	282	58	440	306	134	540	336	204	640	366	274	740	396	344			
341	282	59	441	306	135	541	336	205	641	366	275	741	396	345			
342	282	60	442	307	135	542	337	205	642	367	275	742	397	345			
343	283	60	443	307	136	543	337	206	643	367	276	743	397	346			
344	283	61	444	307	137	544	337	207	644	367	277	744	397	347			
345	283	62	445	308	137	545	338	207	645	368	277	745	398	347			
346	283	63	446	308	138	546	338	208	646	368	278	746	398	348			
347	283	64	447	308	139	547	338	209	647	368	279	747	398	349			
348	284	64	448	308	140	548	338	210	648	368	280	748	398	350			

◇就学者控除（本人を除く）〔記入欄⑦・⑧・⑨〕

同一世帯内に就学者（本人は除きます）がいる場合は、在学している学校の種類（小学校・中学校など）に応じて控除を受けることができます。控除額については下表を参照してください。

大学は、大学院、短期大学、大学・短大の専攻科及び政令で定める特定別科、大学・短大・大学院の通信教育学部を含みます。放送大学全科履修生・海外大学は私立大学として扱いますが、科目履修生・選科履修生は控除できません。
なお、予備校生・各種学校の在学学生は控除を受けることができません。

就 学 者 控 除 （本人を除く）			
小学生 1 人につき		31 万円	
中学生 1 人につき		46 万円	
		自宅通学	自宅外通学
高校生 1 人につき	国公立	39 万円	69 万円
	私 立	88 万円	118 万円
高等専門学校生 1 人につき	国公立 1～3 年	39 万円	69 万円
	国公立 4・5 年	43 万円	72 万円
	私立 1～3 年	88 万円	118 万円
	私立 4・5 年	87 万円	116 万円
大学学部・短期大学生 1 人につき	国公立	74 万円	121 万円
	私 立	133 万円	180 万円
専修学校高等課程在学学生 1 人につき	国公立	39 万円	69 万円
	私 立	88 万円	118 万円
専修学校専門課程在学学生 1 人につき	国公立	36 万円	81 万円
	私 立	102 万円	147 万円

申込書

家族 (本人除く)	族	祖母	奨学 和子	77	年金			⑤		
		〔①～⑤の計〕 所得金額							⑥	310
	就学生	続柄	氏名	学校設置者	就学者控除		学年	通学別		控除額
		妹	奨学 祐子	国公立 私立	小・中・高・高専 専修(高等・専門)・大学	3 年	自宅 自宅外	⑦	46	
		弟	奨学 太郎	国公立 私立	小・中・高・高専 専修(高等・専門)・大学	2 年	自宅 自宅外	⑧	88	
				国公立・私立	小・中・高・高専 専修(高等・専門)・大学	年	自宅・自宅外	⑨		
	※小・中学生の家族がいる場合:児童手当の支給 (有)・無 (児童手当を受けている場合は証明書要提出)									
	※児童扶養手当の支給を受けている場合は証明書要提出									
	特別	ア. 本人の就学者控除 授業料 126 万円 + 自宅 (37 万円)・自宅外 (84 万円)							⑩	210
		イ. 母子・父子家庭世帯 (一律 90 万円) ※養育費 有・無 通学別 有・無							⑪	

◇本人の就学者控除 【記入欄⑩】

本人の学費のうち授業料と、自宅（37万円）・自宅外（84万円）の別に応じた合計額の控除を受けることができます。

下表の学科・入学年度により授業料を確認し、合計額を【記入欄⑩】に記入してください

単位：万円

学部学科 略号・略称	2018年度以前入学生	2019～20年度入学生	2021年度入学生
音演(OE)	126	132	119
音文(OB)	116	122	109
メディア(MS)	99	105	92
国際(K)	91	97	82
社会(GS)	88	94	81
こども(GK)	95	101	89
薬学(Y)	134	140	116
看護(KG)	142	148	125
英文(E)	88	94	81
日学(N)	88	94	81
生活(L)	95	101	89
食物(S)	99	105	92
食管(SK)	106	112	99

◇就学者・未就学者控除 【記入欄⑯】

就学者・未就学者が2人を超える世帯については、その超える人数につき、「⑩本人にかかる控除額」にさらに50万を増額した金額を乗じた額を控除できます。

【例】「⑩本人にかかる控除額」が210万円とした場合の特別控除の加算額

世帯における就学者・未就学者の人数 (申込者本人を含む)	特別控除額の加算額 (「⑩本人にかかる控除額」+50×2人を超える人数)
0～2人	なし
3人	260万円 【(210+50)万円×1】
4人	520万円 【(210+50)万円×2】
5人	780万円 【(210+50)万円×3】

◇収入基準額 【記入欄⑲】

下表の収入基準額をそのまま記入してください。

世帯人数	控除額	世帯人数	控除額
1人	139万円	5人	239万円
2人	198万円	6人	250万円
3人	212万円	7人	262万円
4人	229万円	8人以上は1人増すごとに12万円加算	